

2007年7月12日  
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

乳幼児及び児童に係る相談（他の課等の所管に属するものを除く。）並びにこれらに係る情報の提供に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2007年7月2日付けで諮問（第264号）された乳幼児及び児童に係る相談（他の課等の所管に属するものを除く。）並びにこれらに係る情報の提供に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

近年の急速な少子化の進展は、子どもとその家庭を取り巻く環境に大きな影響を及ぼしている。子ども同士がふれあう機会が減少する傾向にあり、子どもの健やかな成長への影響が懸念されるとともに、家庭や地域における子育て力の低下などの問題も生じている。こうした少子化の流れを変える観点から、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を推進するために、2003年（平成15年）7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定された。

本市においても、総合的な子育て支援を進めるために平成16年度に平成

26年度までを見据えた「藤沢市次世代育成支援行動計画」を策定し、さまざまな施策に取り組んでいるところである。今年度については、この計画の中の「子育て支援事業に関する情報の提供・子育て相談の充実」の一環として、10月の稼働を目標に電子メールによる子育て情報の配信を予定している。

このことから、条例第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) システムの概要

「藤沢市子育て情報メール配信システム」（以下「本システム」という。）は、子育て中の家庭を支援するため、子育てに関する有益な情報を本システムを利用する市民等（以下「利用者」という。）に対して、電子メールにより市が配信するものである。本システムは、2006年（平成18年）3月2日に諮問し、答申第175号で承認された「携帯電話を活用した防犯対策システム」のコンピュータ・システムを利用し、子育て情報配信の機能を追加するものである。本システムを利用したい市民等は、携帯電話又はパソコンによりインターネットを通じてオンラインで利用登録をすることで利用できるようになる。

## (3) コンピュータ処理をする個人情報について

利用者となるためには、次の項目の情報を携帯電話又はパソコンによりインターネットを通じてオンラインで登録する必要がある。

### ア 電子メールアドレス

第三者による不正登録を防ぐ機能を備え、システム（※注）による自動登録のみ可能とする。

### ※注 登録アドレスへメールを送信し、受信できたことを確認するシステム イ パスワード

利用者がシステムにログインする時に用いる本人確認のためのパスワードである。半角英数字8文字以上を想定している。

### ウ ニックネーム

必須項目ではないが、利用者には有益な情報項目として用意するものである。登録については本名は避けるよう注意書きする。

### エ 居住地区

必須項目ではないが、利用統計情報として居住地区（市内13地区、市外）を選択するものである。なお、この登録とは別に、子育て情報を受信したい地区を指定することができる受信設定機能がある。

### オ 子どもに関する情報

子どもの成長に合わせた子育て情報を受信するための情報である。必須項目ではないが、次の2点を最大5人分まで登録できるもので、利用者には有益

な情報項目として用意する。

(ア) 子どものニックネーム

(イ) 子どもの生年月日若しくは出産予定日

(4) コンピュータ処理の必要性について

本システムは、子育て中の家庭に対して、子育てに有益な情報を必要な地区や子どもの年齢別に分類し、タイムリーに、かつ、的確に届けることを目的としており、そのためにはコンピュータ処理をする必要がある。

(5) 安全対策について

ア 携帯電話及びパソコンによりオンラインで登録される情報はSSL（エスエスエル：インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信手順で、セキュリティ技術を組み合わせ、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐことができる。）により暗号化されてサーバに送信されるため、セキュリティが確保される。

イ システム管理者である児童福祉課長は、操作者を限定しID及びパスワードにより本人確認を行い、セキュリティの確保に努める。

ウ サーバの維持管理は、市民自治推進課が財団法人藤沢産業センターへ委託しているが、条例に基づき委託契約書において保護措置を講じるようにしている。

エ その他

登録により収集する個人情報とは、条例を遵守するとともに、本システムの利用については「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し「子育てメールふじさわ利用規約」を定め、個人情報の保護に努めるものである。また、登録された個人情報の保存期間は、当該本人が本システム利用の廃止を届けた時点までとする。

(6) 実施時期

2007年（平成19年）10月1日以降

(7) 提出資料

ア 「子育てメールふじさわ」利用規約

イ 「子育てメールふじさわ」プライバシーポリシー

ウ 「子育てメールふじさわ」システム構成・画面イメージ図

エ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

#### (1) コンピュータ処理をする必要性について

本システムは、子育て中の家庭に対して、子育てに有益な情報を必要な地区や子どもの年齢別に分類し、タイムリーに、かつ、的確に届けることを目的としており、そのためにはコンピュータ処理をすることが必要不可欠である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

#### (2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下アないしエに掲げる措置を講じることとしている。

ア 携帯電話及びパソコンによりオンラインで登録される情報はSSL（エスエスエル：インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信手順で、セキュリティ技術を組み合わせ、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐことができる。）により暗号化されてサーバに送信されるため、セキュリティが確保される。

イ システム管理者である児童福祉課長は、操作者を限定しID及びパスワードにより本人確認を行い、セキュリティの確保に努める。

ウ サーバの維持管理は、市民自治推進課が財団法人藤沢産業センターへ委託しているが、条例に基づき委託契約書において保護措置を講じるようにしている。

#### エ その他

登録により収集する個人情報は、条例を遵守するとともに、本システムの利用については「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し「子育てメールふじさわ利用規約」を定め、個人情報の保護に努めるものである。また、登録された個人情報の保存期間は、当該本人が本システム利用の廃止を届けた時点までとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上